

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

○財務規則の一部を改正する規則

○建設工事執行規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○出納事務決裁規程の一部を改正する訓令

告 示

○出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示

○平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部改正

ページ

規 則

沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十七号

沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年宮城県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十八号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第二項中「（一）連の調達契約（特例政令第二条第六号に規定する一連の調達契約をいう。以下同じ。）のうちの最初の調達契約に係る入札の公告において当該最初の調達契約以外の調達契約に係る入札の公告を少なくとも二十四日前に行う旨規定した場合における当該最初の調達契約以外の調達契約については、二十四日前）」を削り、同項第三号中「一連の調達契約に」を「一連の調達契約（特例政令第二条第六号に規定する一連の調達契約をいう。以下この号において同じ。）に」に改める。

第百十一条第一項中「特別の事情がない限り七日以内に」を「遅滞なく」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第百十一条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に一般競争入札若しくは指名競争入札により決定した落札者又は随意契約若しくはせり売りにより決定した相手方と締結する契約について適用する。

附 則

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十九号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「決定した日の翌日から起算して七日以内」を「遅滞なく」に改め、同条第三項中「正当な」を「正当な」に、「第一項の期間内」を「工事執行者の指定する期日まで」に改め、「提出しない」の下に「とき又は契約書に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定するものをいう。）を行わない」を加える。

別記様式中「口」を「口」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第十四号

出納事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

出納事務決裁規程の一部を改正する訓令

出納事務決裁規程（昭和六十年出納長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号イ中「ものに限る。」を「ものに限る。」及び「並びに会計年度任用職員
の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第四十八号。以下「会計年度任用
職員給与条例」という。）第四条第一項の規定により警察本部に属する職員に支給されるもの（社会
保険料及び雇用保険料の自己負担分に相当する額を除く。）に限る。」に改め、「給料（会計年度任用職員給
与
条例第七条又は第十五条の規定により警察本部に属する職員に支給されるもの（社会保険料、雇用保
険料及び地方公務員共済組合掛金等に相当する額を除く。）を削る。」を削る。

第八条第二号中「会計年度任用職員給与条例」を「会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁
償に関する条例（令和元年宮城県条例第四十八号）」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行し、改正後の出納事務決裁規程の規定は、同年一月一日か
ら適用する。

告 示

○宮城県告示第二百四十四号

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示

出納事務の委任等に関する規程（昭和六十年宮城県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正
する。

別表第一の一の項中「警察本部（宮城県警察組織規則（昭和三十七年宮城県公安委員会規則第二号）
第二条第一号の警察本部をいう。以下同じ。）、地方公所の指定（平成十二年宮城県告示第四百九号）
第十一号に指定する地方公所（以下「警察署」という。）」を削り、「あつては、県立学校、警察本部
及び警察署」を「あつては、県立学校、警察本部（宮城県警察組織規則（昭和三十七年宮城県公安委
員会規則第二号）第二条第一号の警察本部をいう。以下同じ。）及び地方公所の指定（平成十二年宮
城県告示第四百九号）第十一号に指定する地方公所（以下「警察署」という。）」に、「警察本部及
び警察署に係る者」を「に係る者」に改める。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行し、改正後の別表第一の規定は、同年一月一日から適用す
る。

令和七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百四十五号

平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部を次のように改
正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第一号中「保有する。」の下に「ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、発注者及び受
注者は電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。」を加え、同様式の第四十条中「令和7年
3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

様式第二号中「保有する。」の後に「ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、発注者及び受
注者は電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。」を加える。